よくあるお問い合わせ

○電子申請に関すること

Q. 提出後に誤りが見つかった。

A. 編集権限を戻しますのでご連絡ください。（電話 025-280-5387）

Q. 手数料の支払いは必要か。

A. 決算変更届は手数料不要です。誤って納めないよう十分ご注意ください。

Q. チェックシートの添付は必要か。

A. 電子申請では省略できます（紙申請では必要）。

Q. 「事業税納税証明書」も省略できるか。

A. 省略できません。PDF 化して「その他添付ファイル」に添付してください。

※納税情報の自動連携にも対応していませんので、各地域振興局（県税部）の窓口で取得してください。

Q. 作成ソフトのデータが取り込めない。

A. ソフトに関するお問い合わせは、JCIP ヘルプデスクまたはソフト開発元へお願いします。（JCIP ヘルプデスク tel 0570-033-730）

Q. 代表者名が編集できない。

A. G ビズ ID の登録情報が反映されているため、G ビズ ID 側で変更してください。

※建設業法上の変更届（代表者の変更）は別途、必要です。

Q. GビズIDについて知りたい。

A. G ビズ ID の FAQ をご確認ください。 G ビズ ID | よくある質問

Q. 「直前3年の工事施工金額」でエラーになる。

A. 古い年度から順に入力し、最下段が最新年度となるよう入力してください。

○決算変更届に関すること

Q. 使用人数（様式第４号）などはいつ提出するのか。

A. 前回提出時から変更がある場合のみ提出してください。

詳しくは、「建設業許可申請書等の手引き（令和8年3月版）」 を参照ください。

Q. 決算日時点と現在で代表者が異なる場合の届出者は。

A. 現在の代表者です。

Q. 「兼業事業売上原価報告書」は必要か。

A. 提出不要です。

決算変更届は「事業年度終了後4か月以内」の提出が必要です！

よくある補正事項

⚠ 工事経歴書の記載漏れ

- 許可業種はすべて作成が必要です。
- 実績がない場合は、画面左上 の「工事実績なし」に チェックを入れてください。

⚠ 財務諸表の金額不一致

- エラーチェックで「OK」になるまで修正してください。

⚠ 納税証明書の添付間違い

- 「国税」ではなく「県税」の 「納税証明書」 を添付してください。

⚠「経営事項審査の受審の有無」（入力もれが多いです！）

- 「連絡事項」欄 は必ず入力してください。